

平成23年度第3回大分市清掃事業審議会会議録

日時 平成24年1月20日(金)午後2時～

場所 大分市保健所 6階大会議室

開会

志堂寺課長

諮問

(1)資源ごみの持ち去り行為の禁止の適否について

(2)「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正案について

磯崎副市長(市長代理)より吉岡会長へ諮問書が手渡される。

副市長あいさつ

磯崎副市長

審議

・「し尿収集にかかる補助金について」説明

・「大分市生活排水処理基本計画の策定について(答申書案)」説明
(質問等なし)

資源ごみの持ち去り行為の禁止の適否について

【質疑応答】

会長

・これから審議するのは、ごみステーションに出したものを勝手に持ち去ることを規制していいかどうかという問題。どういう形で規制するかはまた別の問題になる。ごみステーションから特に有価物を持って行く人たちがいるということで、この行為を禁止したいという案ですが、意見等ございますか。

例えば、金属類を原料とするものを持ち去ってはいけないと書いてあるが、少しでも金属が含まれていれば問題なのか、半分以上なのかといった様々な細かい問題が実際には発生すると思う。こういうことは先進市等で問題になったことはないか。

事務局

・現在、先進市にいろいろ質問していますが、今のところそういった問題があったという返事は頂いておりません。

委員

・持ち去った缶やピンは、どこかの処理業者に売るわけだが、その処理業者を摘発するということは出来ないか。

事務局

・現在のところ、処理業者を摘発して処分するというようなことは考えておりませんが、今度先進市に視察に行った際に尋ねてみたいと思います。

会長

・他にございますか。無いようでしたら、基本的にごみステーションに出された有価ごみについて、持ち去り行為を禁止するという方向性を認めるということによろしいでしょうか。

委員（複数）

・よろしいです。

会長

・それでは認めることについては合意ができましたので、次にどのような条例を作ってもよいかということについて事務局から説明をお願いします。

「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正案について

【質疑応答】

会長

・この条例をつくるにあたって、検察庁との協議を行ったという話を伺っている。検察庁ではどのような点を指摘され、当局はどのように処理しようとしているのか説明いただきたい。

事務局

・検察庁としては、ごみステーションの位置を誰が見てもわかるようにすること、ここは市長が指定したごみステーションで、どういうものを取ってはいけなくて、取ればどうなるのかということをも明記した看板をそこに立てること。また、看板を立てられないところでネットを使用している場合は、耐久性のあるステッカーなどに同じ言葉を書いて貼り付けるといったことをきちんとするよう指摘をいただきました。そして誰もが閲覧できるようにごみステーションの位置図を 3 事業所と清掃業務課に置くようにすれば、この件に関しては問題ないという返事をいただきました。

会長

・持ち去ってはいけないということは割りと簡単に決められるが、次の条例の改正となると、法律の一種なので言葉が非常に厳密になる。例えば、罰金刑というのが第 34 条に予定されているが、罰金と過料は違うんだそうで、そういう一つ一つの言葉が法律上細かく決められているので、適切な言葉であるかどうかということも含めて議論いただきたい。

委員

・第 21 条の 2 についてですが、市長は市長等以外のものがこれらの行為を行わないように命ずることができると規定しているが、自治会のごみステーション等でその現場を目撃した者、いわゆるクリーン推進員等が当事者にそういう命令をして止めることができるのか、そこを規定できるのかどうか。注意したら逆にやられるような時代ですので、

そういうことも含めて考えをお聞きしたい。

事務局

・市民がその現場を発見して注意をした場合、暴力沙汰になったり、脅されたりということが考えられるため、現在のところは市が現場に行きますので注意をしないようにとお願いしています。この条例ができてから、市民が現場を発見し注意をした場合に法律的に効力があるのかということについては、先進地視察で聞いてみたいと思いますし、また法規、警察とも相談をしたいと思います。現在のところでは市職員が注意をし、命令書を出すというような予定です。

委員

・そうすると、現場を見て通報をして市が来るまでに時間差がある。違法な持ち去りは自転車か軽トラックが多いが、相手が特定できなければ収集運搬禁止命令書も出せないと思うが、その点はどう考えているか。

事務局

・その件についても、現在やっている市に近日中に行く予定がありますので、実際どうやっているのかを研修し、ご報告いたします。

委員

・6 ページの罰則のところ、罰金 20 万円とあるが、根拠が何かあれば勉強のため教えていただきたい。

事務局

・窃盗罪が 50 万円以下の罰金となっており、それと先進市のほとんどが 20 万円となっていたことから、本市も 20 万円といたしました。

委員

・私はクリーン推進員をしているが、クリーン推進員をする前にこういう事例をうちの地区で発見し、地区の何名かで声をかけたら、その後うちの地区では無くなった。そんな経験があり、たまたまクリーン推進員でもあるので、少し地域の事情について丁寧に話を進めてほしいと思う。地域ではこれを、クリーン推進員や自治会の役員を中心に取り組んでいくことになると思うが、その時に例えばわが地区では、3ヶ所ほど野積みという状態があり、それにネットをかけているが、これに集積所の看板が付くと固定化されてしまう。私どもの地元ではこれを何とかちゃんとしたステーションにしたいという取組みをしているので、固定化されると困る。だから、そのやりとりを丁寧に地元とやっていただきたい。これは、これを進めるにあたっての要望ということで、お願いをしたい。

事務局

・検討させていただきたいと思います。

委員

・いろいろ話を聞いていると、罰則や条例は確かに必要になってくる。この資料を見ても、罰金の 20 万は非常にハードでインパクトがある。それと私見ですが、現在私は有価物の集団回収をやっているが、有価物は無から有を生じるいわば金の卵ではないかと思っている。有価ごみで回収し、売却する、そして一年経ってみると 40～50 万円の金額がリザ

ープできるわけで、これは町内のいろんな部署にまわしている。それだけに、やはり持ち去る人は非常に鵜の目鷹の目で狙っている。

ただ問題は、盗られるほうにも盗られるだけの要因があるのではないかと思う。管理者として当然やらなければならない管理がある。私は、老人会に入ってこれまで20年程やっているが、それまでに缶、特にアルミ缶を何度か盗られたことがある。どのように阻止するかといういろいろ試行錯誤を重ねた結果、ごみに被せたネットを剥くとブザーが鳴るという方法を考え、非常に功を奏しました。だから管理者は、ただ行政にいろいろお願いするのではなく、有価物は金の卵なので、そういうものを盗られる場合の危機感というものを考え、自分で工夫する。それをまったくせずに放任しているのでは、いくら条例をつくってもいかないと思う。だから、市からそういう組織の長たるものに、こういう意見もあったことを伝えてもらいたい。

それともう一つ、大きなアルミ製の金だらいにカモフラージュを施して、ネットの上に置き、それに糸を引っ掛ける。盗む人がどの方向から引っ張るかを考え、ネットを剥くと上から落ちるようにする。一回やれば二度、三度も絶対来ません。

平成12年、私が会長になったときに10名のクリーン委員を作り、その方に現在もパトロールしてもらっている。やはりごみに対する熱意を持たないといけない。市長がごみに関心を持ち、「日本一きれいなまちづくり」を推進しているので、今市内をまわってもごみが無い。

委員

・先ほど、ごみ置場で野積みしているという話があったが、ちゃんとしたごみ置場にしたいけれどもいろいろな関係でできない場所がある。そこを何とかしていただければ管理もきちんとできるのではないかと思うが、そういうことも考えていただけるのか。

事務局

・現在、場所の提供については、道路は道路保持の関係から、なかなか許可ができません。しかし公園については、要望に応じて自治会の近くに用地が確保できないという事情があれば条件付きで開放しているので、その辺の利用をお考えになったらいかがでしょうか。

会長

・こうした条例は生活に密着しているので、実際にはいろいろな問題が発生する可能性があると考えられる。例えば中学生が学校の廃品回収で、持っていくものがないので、ごみ置場の缶を持って行ったとしたら、これは条例の対象になりますか。

事務局

・この条例の規定からすると、そういった方も例外なく条例の対象になります。ただし、即命令を出すということではなく、禁止命令というワンクッション置いてありますので、このあたりでの慎重な取り扱いができるというように思っています。

会長

・それでは意見が出尽くしたようですが、提案されている条例の一部改正案を認めてよろしいでしょうか。

特に異議がないものと認めます。

それでは本件につきましては原案通り承認することに決定いたします。これで本日諮問されました「資源ごみの持ち去り行為の禁止」につきましては、禁止することが適切であること、また条例の一部改正案につきましては、異議なく原案を承認する旨を本審議会として答申いたしたいと考えます。なお、答申につきましては、私、当審議会会長に一任いただけますでしょうか。

委員（一同）

・はい

会長

・ありがとうございます。それではそのように取り扱わせていただきます。以上をもちまして「資源ごみの持ち去り行為の禁止」に係る諮問についての審議を終了いたします。

「家庭ごみ有料化」について

「委員から事務局へ送られた質問事項（１～２２）」についての回答

【質疑応答】

委員（１番について）

・大きな自治体では、工場や埋立地を持ってしっかりしたごみ処理ができるようになっているが、財政規模の小さい市町村では大抵広域行政で清掃行政は行われていると思う。それで市町村が先行してやっているようなデータになるだけで、例えば人口比率や財政比率で見たらごみ有料化はどのような状況なのか、いろいろな物差しがあると思う。だからこのデータは正確性を欠くのではないかという意見を持っている。

委員（１０番について）

・郵便局が民営化されるときに、手紙が 80 円で日本全国どこにでも届けてくれるユニバーサルサービスの問題が取り上げられて、これは赤字だが、経営方針としてやりますということで、郵政会社の企業努力で行われていると思う。それを自治体がやれば政策ということになるわけで、お金がかかるからお金をとる、儲からないからやめるではなく、お金がかかっても赤字になってもやらないといけないことはあると思う。その例えでいうと、ごみはいつでもだれでも出せるという今の状況、ユニバーサルサービスではないだろうかと思っている。ごみをいっぱい出す人、出さない人、手紙だっていっぱい出す人、出さない人がいる。それを考えるとどうも有料化は理解できない。

委員

・これは大分市のホームページに出ているが、大分市総合計画に基づいて、ごみ減量についての各年度事の到達状況が明らかになっている。計画での目標が 156,200 t であったのに対し、現状が 159,338 t。つまり 3,000 t オーバーしている。約 160,000 t のうちの 3,000 t、つまりパーセントでいえば 2% そこそこのことを、なぜ有料化してまで減らすのかということについて説明していただきたい。

事務局

・大分市としましては、あくまでも現行の計画では、平成 29 年度に 145,000 t まで減らす目標設定をしています。ですから現行からすれば、あと 14,000 t の減量をしなければなり

ません。その計画に基づきまして 23 年度の計画が 156,200 t という結果になっていますので、まだまだごみ減量・リサイクルに取り組んでいかななくてはならないと考えています。

委員

・今の数字は、平成 29 年度の目標数値ですが、私が言ったのは今年度の目標が 156,200 t で、これに今のところ 159,338 t しか到達していないという理解ですが、間違っていますか。

事務局

・23 年度の目標については、156,200 t で正しいのですが、あくまでも最終目標といたしましては、平成 29 年度の 145,000 t、ここを目指していかなければならないので、23 年度というのはあくまでもその途中経過というかたちでご理解いただきたいと思います。

委員

・今年の目標は 156,200 t になっていて、これに 3,000 t しかオーバーしていない分について、有料化して目標を達成したいという今回の提案になっているのではないですか。

事務局

・有料化というのは、ごみ減量の施策のひとつではありますが、大分市として今目指しているのは 29 年度の 145,000 t、ここを目指していますので、今から 3,000 t 減らせばよい、という視点での有料化というのは今のところ考えていません。あくまでも目指すごみの量としては、145,000 t、ここを目指してやっていきたいと思っています。

会長

・その 145,000 t という目標を置いたときに、有料化というのが視界の中に入っていたのですか。

事務局

・145,000 t を目指す中で、どの時期ということではないのですが、有料化について検討していくこととしております。

会長

・検討していくのと、実際行うのとでは随分違う、つまり 145,000 t という目標数値そのものが、有料化によって減るだろうという予測の上に立って作られているものなのか、ということを探った。逆に考えると、ごみの減量化は市の方がどうあがいても出す方が決めるのであって、なかなかコントロールしづらい部分があると思う。だから計画を作るときに、何トン減らしましょうという数字を入れるのは簡単だが、根拠を持った数字であると考えてよいのかどうか、ということなのですが。

時間の関係もありますので、次のときに、説明をいただければと思います。

委員

・ごみの有料化によって、市民にとって金銭的な負担が増えるわけですが、将来的に市民に対してどういうかたちで還元されるか、負担をして、最終的にかえってくるのかどうか見通しをお聞きしたい。

事務局

・ごみが減って処理費も減り、手数料収入によって収入があがる部分について、市民の皆様への還元ということですが、今具体的な施策については検討課題ではありますが、当然

そういったごみ処理費の削減された差額や手数料収入については、市民の皆様に還元できるような施策を考えていかなければならないと思いますし、そうでなければ有料化へのご理解を頂けないと思っています。

会長

・その課題について、検討し結論を得て実行するのは、例えば条例が変わって、実際にそれが施行される時には、そういう体制になっていると理解してよろしいか。

事務局

・今のところ、そのように考えています。

委員

・有料化により、ごみが減ることもいいが、ごみの中には熱量となる例えば剪定の木とかが出されている。そういうのは熱に変えたり、有効利用する方法は無いだろうか。

会長

・世間ではいろいろな技術が開発されており、バイオマスというような関係のものも出てきつつある。ごみの減量と同時に有価物としてどうやってそれを使い切っていくかということも、課題になろうかと思うが、市はどのように考え、施策等を進めているのか。

事務局

・今お話しいただいた、例えば剪定枝ですが、そういうものは、福宗環境センターの鬼崎埋立場の中で、再利用のためのチップ化事業を実施しています。またもう一点、例えば清掃工場の中で一緒に燃やすことによって、ある程度の燃料の関係というのも当然出てくると思います。そういうものは現行、受け入れをしながら、濡れたままとなかなか燃焼しないので、ちょっと乾かしてから、また工場の方で焼却するように、そういうことは今少しずつ進めています。今後も、これだけではなくてもっといろいろな、バイオマスのなものの資源とすることも当然の検討課題と捉えていますし、現在そういう検討も少しずつですが進めている段階です。

委員

・家族が多いとごみがたくさん出るということがありますが、そういうことに対して一定の量以上出た場合に、免除措置、減税措置はあるのか。そうしてほしいという気持ちもあるので、一定のごみ袋で何個ということではなくて一定の量以上は同じだということ考えているようなことがあれば、お聞きしたい。

事務局

・今いただいたご意見・ご要望については、今後有料化の導入ということになって、制度を設計していく段階で、他都市では一定量は無料で袋を配布するという料金設定の仕方もありますので、そういった制度を設計していく中で、皆様のご意見をいただきながら大分市の制度を作っていくということになろうかと思います。

委員

・先ほど、これから先進市へ視察に行くと言ったので、有料化後には、一時的にはごみの量は減るけれども、市民が有料化に慣れてくると、リバウンドというか、また元に戻る傾向があると聞いている。その辺の対策も、是非先進地視察で勉強いただきたい。これは要

望です。

会長

・要望ですので、是非先進地に行かれたときには、気を付けて見ていただきたいと思います。それでは議論の途中ではありますが、市の方で新しい資料を用いて、家庭ごみ有料化についての説明をしたいということですので、その説明を求めたいと思います。

「家庭ごみ有料化」について（本支配布資料の説明）

【質疑応答】

会長

・資料 2 の生ごみ処理機器購入補助事業について、今原発の問題で、電気をあまり使わないようにということだが、この電動式コンポストの購入補助事業は続ける予定か。

事務局

・継続していきたいと考えています。

会長

・トータルからするとたいした電気ではないのだが。あと、生ごみ処理容器貸与事業のところで、コンポストの容器は何年後に返却するのか。

事務局

・耐用年数ですが、コンポスト容器の材質はプラスチックでできており、その中にごみを入れて、その上から土を被せるような形ですので、短期間で壊れるものではありません。市が貸与する期間は5年間としていますが、実際使われる方はそれ以上使われている事例もあります。

会長

・もう一つ、資料 4 ページに有価物集団回収運動実施状況という図があるが、この中で、平成10年前後から回収量が落ちてきているにも関わらず、団体数はそれほど落ちてきていない。皆が節約をするようになってごみが減ってきたせいなのか、その理由づけを考えているか。

事務局

・家庭における分別意識の低下による資源物回収の回収量の減少と、住民の協力度の低下。あとは少子化、共働き世帯の増加や地域コミュニティの希薄化により、参加者やお世話する方が減って、活動自体が減少傾向にあると考えています。

会長

・そうするとこれは、ものが減ったのではなくて、単にやる気を無くしていたと言っているのか。

事務局

・有価物集団回収の量が減っている分については、平成13年までは古紙・布類の行政回収をしていませんでした。13年から取組みましたので、その分若干収集量の減少になっているところです。

会長

・ということは、極端に言えば有価物については今引っ張りだこで、持ち去りが行われるは、回収団体はあちこちで取り合いをしているはというような状況にあると、そう考えていいのか。

事務局

・有価物の中で、集団回収で主にしているのは、古紙とか布類がメインです。先ほど言いました、持ち去り行為の中で主に持ち去られているのは、古紙・布類よりも、やはりアルミ缶の方が今のところメインとなっているような状況です。

会長

・他にございませんか。では、資料 及び を用いた家庭ごみ有料化についての説明は、これで終わりたいと思います。

では、家庭ごみの有料化を認めるかどうか、ということの議論に戻りたいと思いますが、本日はあまり時間がございません。それで私の方から一つ事務局にお願いをしたいのですが、「今の時期にどうして有料化をしなければならないのか」ということで簡単に次回ご説明いただきたい。つまり、ごみが減少傾向にあるという状況の中で、なぜ今しなければならないのか、消費税率も上がるわけだし、というような疑問が、多分どの市民の中にも湧くだろうと予想されます。それに対して、どのような答えを行政側としては準備をしているということを、示していただきたい。その要素はおそらく今までの説明の中に入っているとは思いますが、全般的な理解のために次回示していただけたらと思う。

この他、次回までにこれをやっておいてほしいとか、伝えておきたいことがありましたら、今でもいいですし、これからしばらくの間、一週間の間でも結構ですので、事務局側にお伝えいただきたい。

それでは審議はここで一旦打ち切りまして、本日出ました意見等、事務局で一応整理をした上で、次回に再度審議したいと思います。以上を持ちまして、本日の全ての審議を終了するという事にいたします。

閉会

志堂寺課長